子ども･子育て支援金について

令和7年7月9日
健康部保険年金課

3　子ども・子育て支援金について

（1）　子ども・子育て支援金制度創設

令和8年度に、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と合わせて拠出する子ども・子育て支援金制度を創設する。

子ども・子育て支援法

① 国は、次の支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する
・出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）
・共働き・共育てを推進するための経済支援
（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金、
国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除）

② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法等を定める

③ 支援金制度導入による社会保障負担率の上昇が、社会保障改革と賃上げによる実質的な社会保険負担軽減の効果を超えないようにする

④ 令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める

3　子ども・子育て支援金について

（1）　子ども・子育て支援金制度創設

医療保険各法

①　医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する

②　健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定

③　医療保険制度の取扱を踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める

④　国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる

3　子ども・子育て支援金について

（2）　子ども・子育て支援金の賦課・徴収

賦課・徴収の基本的な方向性

①　医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定

②　国民健康保険制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等設ける

③　国民健康保険における支援金については、子どものいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの支援金の均等割額の10割軽減措置を講ずる

3　子ども・子育て支援金について

（3）　子ども・子育て支援金に関する試算

被保険者一人当たり支援金額（見込額）

令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	医療 保険料額 （令和3年度実績）
全医療保険平均	250円	350円	450円	9，500円
国民健康保険 （市町村国保）	250円 （一世帯当たり350円）	300円 （一世帯当たり450円）	400円 （一世帯当たり600円）	7，400円 （一世帯当たり11，300円）

（　こども家庭庁試算　）

3　子ども・子育て支援金について

（4）　子ども・子育て支援金制度施行スケージュール

令和8年4月施行に向けたスケジュール

	令和7年度			令和8年度
	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
厚生労働省	・条例参考例	・政令、算定府省令の公布 ・納付金算定ガイドライン発出	・政令の公布（賦課限度額、地方税関係） ・告示の発出（確定係数）	
県		・R8納付金仮算定	・R8納付金本算定	
本市		・運営協議会諮問・答申 ・R8予算編成	・3月市議会保険税条例改正案提案	・子ども・子育て支援金分保険税賦課